公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和８年１１月１０日

世田谷区

１　業務概要

（１）件名

世田谷区農福連携事業業務委託

（２）目的

区では、障害者就労の拡大や区内障害者施設の工賃向上に取り組んでおり、このたびのせたがやインクルージョンプランでは、「多様な働き方の拡大」を重点的な取り組みとして位置づけ、「自らの意思に基づき、自らが望む働き方につなげるための就労支援の充実」「せたジョブや農福連携事業をはじめ、就労に向けた自身が望む働き方を見極めるための事業所見学や仕事体験の場の充実や就労マッチングの推進」を取組の方向性に掲げている。

一方で、区内における経営農地面積は相続や農業者の高齢化・後継者不足などに伴い、平成２１年の約１１７ｈａから１５年後の令和５年には約７６ｈａまで減少しており、様々な用途で農地を有効に活用し、農地の保全を進めていく必要がある。

担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、さらなる工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方が参画できる、地域に開かれたユニバーサル就労の場を目指す農福連携事業を実施し、本取組みの共有を図ることで、区の農地保全及び障害者就労等の課題を解決していくことを目的とする。

（３）業務内容（委託予定業務）

①当該農園の農地及び施設整備

当該農園にて、区立農園としての機能を十分に果たし、農作物を適正に育てるための農地及び農業用施設の整備を行うこと。なお、整備内容は、別紙「農園利用の基本的な条件」及び「測量図（平面図）」に記載の条件を満たしたものであること。

②当該農園における農福連携事業の事業周知

農園の近隣住民、区内の障害者就労支援施設等に対し、当該農園で実施する農福連携事業に関する広報を実施すること。また本取組みの成果等について、農業者をはじめ、区民・事業者への情報共有等に努めること。実施方法等については区と協議し決定する。

③農作業体験の企画・運営

（ア）障害者に対し、農業に興味を持ってもらうための農作業体験やイベントを月に１回以上企画、実施すること。農作業体験は下記を目的としたものを実施すること。農園内に体験専用の場所を設けることも可とする。

・障害者が農作業に親しむことを目的とした体験やイベント

・障害者が農業での就職について考えるきっかけとなるような体験やイベント

（イ）参加者の募集、問い合わせ対応、受付、当日までの連絡等の体験に係る調整を行うこと。
（ウ）傷害保険・賠償責任保険に加入すること。
（エ）障害者の体験に加え、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方への体験についても、区、関係機関と協議し、実施に向けて取り組むこと。

④実習の実施

農園で就労を希望する障害者に対し、農作業における実践的知識及び技術の習得を支援し、適性を把握するための実習を実施すること。（希望に応じ随時）

（ア）希望者の募集、問い合わせ対応、実習生の決定、事前準備等受け入れに係る調整を行うこと。
（イ）傷害保険・賠償責任保険に加入すること。
（ウ）実習内容は、農作業や当該農園管理に関する業務とし、一般的な社会習慣及び労働習慣などについても、分かりやすく指導すること。
（エ）実習の期間等については、障害者及び障害者就労支援施設等の職員と相談のうえ決定すること。（最長で１か月程度を想定）
（オ）実習生に対する評価を行うこと。評価結果は、障害者及び障害者就労支援施設等の職員へフィードバックすること。
（カ）実習終了後、実習生（区内の障害者就労支援施設等に通所する者を除く。）に実習手当金（１時間３００円）と交通費実費を支給すること。
※支給要件や支給方法は別途定める。
※実習手当金及び交通費は委託料に含まれるものとする。
（キ）本人の希望や適性に応じて、農業をはじめとする多様な就労の場への移行やステップアップにつなげていく視点を持って､障害者を実習に受け入れるとともに、障害者就労支援施設等の関係機関と連携すること。
（ク）上記の実習に加え、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方への実習についても、区、関係機関と協議し、実施に向けて取り組むこと。

⑤農園の維持管理運営

農園の維持管理を行い、その際に障害者を従事させること。

なお、委託期間内に実施する施設等の修繕については、原則すべて事業者が費用負担するものとする。

（ア）農園施設維持管理業務
・日常管理作業
（入口に鍵を設ける場合）鍵の開閉、園内の点検、簡易清掃・灌水、共用部分の定期清掃等
※共用部分とは、別紙「測量図（平面図)」に記載のある区民農園利用者との共用通路部分をいう。
・定期管理作業
園内施設の定期清掃及び設備点検、・農機具・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理等
（イ）圃場管理業務
農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤散布（※１）、作付け計画の作成（※２）等
（※１）薬剤散布実施の際には区及び近隣住民に事前に通知すること。

（※２）作付け計画を作成し、年間を通して農地全体を有効活用し、年間生産量３００kg以上、年間売上金額５０万円以上を達成できるよう、農産物を栽培すること。なお、体験や実習の場として活用する等、特段の事情のある場所についてはこの限りではない。また、本農園で可能な農業支援の検討および提案を行うこと。

（ウ）農園内設備の小破修繕及び農園維持管理用物品の管理補充

農園内設備等の軽微な破損及び故障の対処は受託者が行い、必要な物品の購入は委託内容に含まれるものとする。ただし、その限度を超えると思われる場合については、区と受託者が協議のうえ対処する。

（エ）その他

収穫された農作物は、基本的に受託者の裁量により、販売や加工品の開発等に使用できるものとする。詳細については提案内容を踏まえ、区と協議し決定する。

⑥区内障害者施設の工賃向上を目指すための取り組み

区内の生活介護や就労継続支援Ｂ型施設をはじめとした障害者施設等と連携し、農園周辺業務の発注や農産物の販売、収益性の高い農産物を使った加工品の開発等を行い、障害者施設の工賃向上の取り組みを実施すること。

⑦障害者の従事体制

本農園での経験を契機として障害者雇用に繋げていけるよう、障害者が安心して働き、職業経験を積むことができるような支援体制を整えること。

（ア）①上記１（３）⑤農園の維持管理運営以外に障害者を従事させることも可能とする。

（イ）従事にあたっては、世田谷区民を従事させるものとする。

（ウ）従事する障害者に対しては、障害者就労支援施設等の関係機関と連携し、必要に応じケース会議を開く等、障害者の職場定着の支援を行うとともに、キャリア形成や職業能力向上の視点を踏まえた支援を行い、本人の希望や適性に応じて、農業分野を含む多様な就労の場への移行やステップアップにつながるよう取り組むこと。

⑧区民農園における団体利用区画の農園管理補助と交流等

隣接する区民農園の団体利用区画について､利用団体が快適に区画利用できるよう、農園管理の補助を行うこと。なお、補助業務の範囲については、利用団体及び区と協議し、決定する。なお､団体利用区画数については､2 年毎の利用者入れ替え時毎に、団体利用範囲を段階的に進める。

※区民農園及びその団体利用とは、別紙「農園利用の基本的な条件」に記載のあるものをいう。

（４）履行期間

契約の日（令和９年４月１日）から令和１４年３月３１日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

２　参加資格要件

参加表明書提出時において、次の（１）から（７）までの要件を全て満たす法人であること。

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

（５）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

（６）「世田谷区農福連携事業運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※審査員の構成は以下のとおり。

①経済産業部長　五十嵐　哲男（審査委員長）

②障害福祉部長　杉中　寛之

③経済産業部都市農業課長　梅原　文

④障害福祉部副参事　星野　優

⑤農業施策に関する有識者　東京都農業会議事務局長　松澤　龍人

⑥障害施策に関する学識経験者　公立大学法人埼玉県立大学名誉教授　朝日　雅也

（７）過去に営農実績と障害者就労の実績を持つ事業者であること。

３　提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

招請通知送付日：令和８年１１月２５日（水）（予定）

４　提案書を特定するための評価基準

（１）実施体制に関する事項

（２）過去における同種・類似業務の実績

（３）本業務の実施方針等

（４）事業運営に関することについて

（５）農園の施設整備について

（６）農福連携事業の事業周知について

（７）農作業体験の企画・運営について

（８）実習の実施について

（９）農園の維持管理運営について

（１０）区内障害者施設の工賃向上について

（１１）障害者の従事体制について

（１２）区民農園における団体利用区画の農園管理補助と交流等

（１３）その他（独自の提案、その他 PR したいこと）

（１４）見積金額及び内容について

５　手続き等

（１）担当部署

世田谷区 経済産業部 都市農業課　　担当：大井、伊藤

住所：〒154-0004　世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎４階

TEL：03-3411-6660、FAX:03-3411-6635

メールアドレス： セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に伝達する。

（２）実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

期　間：令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月２４日（火）１５時まで
（土日・祝日を除く、８時３０分～１７時まで）

場　所：上記（１）に同じ

方　法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 区政情報 → 契約・入札情報 →発注情報→ 現在実施中のプロポーザル情報 に掲載。

または区ホームページ→検索メニュー→ページ ID から探す→36396 と入力より検索。

（３）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期　限：令和８年１１月２４日（火）１５時まで（必着）

場　所：上記（１）に同じ

方　法：上記（１）の窓口への持参、郵送（簡易書留）

（４）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期　限：令和８年１２月２３日（水）正午（必着）

場　所：上記（１）に同じ

方　法：上記（１）の窓口への持参、郵送（簡易書留）、
もしくは電子メールにてＰＤＦデータを提出すること（アドレスは招請通知に記載）

６　その他

（１）提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

（２）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金　　免除

（４）契約書作成の要否　　要

（５）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無　　無

（６）区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

（７）提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

（８）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（９）提案書の提出後に２の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（１０）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用すること

はできない。

（１１）契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。

（１２）本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

（１３）区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（１４）詳細は実施要領兼説明書による。